



熊労発基 0423 第 4 号
平成 25 年 4 月 23 日

(公社) 建設荷役車両安全技術協会
熊本県支部 御中

熊本労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(周知依頼)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 25 年厚生労働省令第 58 号)(以下「省令改正」という。)が本年 4 月 11 日に公布され、車両系建設機械関係は本年 7 月 1 日から、食品加工用機械関係は、本年 10 月 1 日から施行することとされました。

今般、施行に先立ち、省令改正に係る趣旨及び細部事項の解釈については、別添 1 のとおり厚生労働省労働基準局長から示されました。

また、省令改正に伴い、車両系建設機械に関する安全衛生特別教育規程の一部が改正され、その特別教育に関する趣旨及び細部事項の解釈については、別添 2 のとおり厚生労働省労働基準局長から示されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、省令改正等について十分御理解いただき、貴団体傘下の会員事業場への周知等をお願い申し上げるとともに、平成 24 年における労働災害の発生状況を同封いたしますので、引き続き労働災害防止対策に一層取り組んでいただきますよう御配慮ください。